

## 経営構造対策事業の概要

### 1 事業目的

認定農業者等の担い手の育成・確保と担い手への農地の利用集積等を目的として、農業生産から、加工・流通等の施設の総合的な整備を支援する。

### 2 事業のしくみ

市町村が事業実施地区における「担い手の育成」及び「担い手への農地利用集積」に関する3年後の成果目標を設定し、目標達成に必要な生産、加工、流通施設等の整備を行う。

- ①事業実施地区：農振法に基づく農業振興地域内の、集落単位から大字の区域ただし、必要に応じて市町村域まで広げることは可能
- ②事業実施期間：概ね2年間（単年度実施も可能）
- ③事業実施主体：市町村、農協、農業者が組織する団体等
- ④補助率：1／2以内

### 3 主な事業要件

①、②のいずれかの成果目標を設定すること

- ①認定農業者の育成
- ②担い手への農地の利用集積

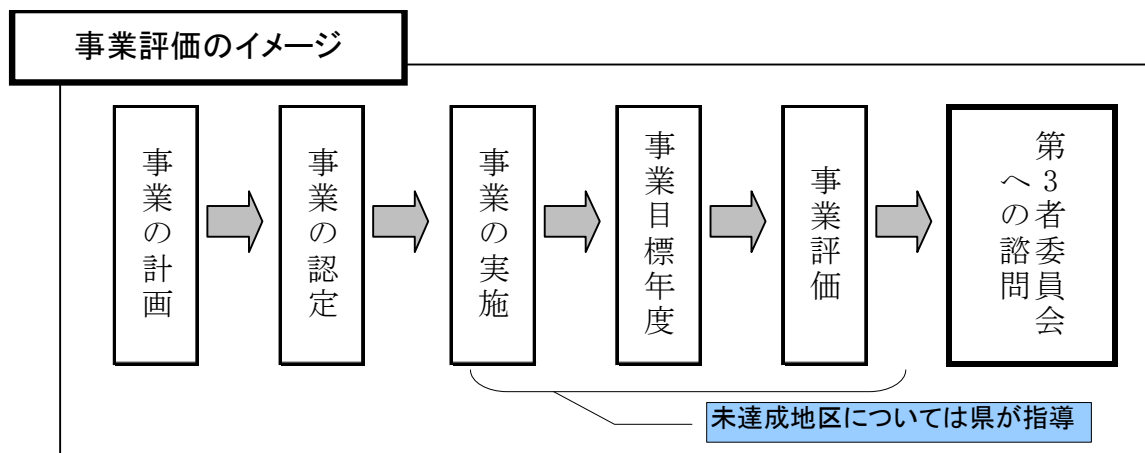
#### 越谷市の成果目標

- ①【必須】認定農業者の育成 67人→71人
- ②【選択】担い手への農地の利用集積 145.8ha→200.1ha
- ③【選択】地区内学校給食における地場産農産物の使用割合 11.9%→16.1%
- ④【選択】新規就農者の育成 0人→1人

#### 4 事業評価について

事業の評価については、「強い農業づくり交付金実施要領」に基づいて、定められた目標年度までに、毎年、県が点検を行い、目標年度において目標未達成の場合は、重点指導を行う。

さらに、重点指導後も目標数値に達しない場合は、第三者機関の意見を聞いた上で適切な措置を講じることとされている。



#### 5 事業実施状況について

事業名	事業実施	目標年度経過	
		目標年度経過	目標未達成
経営構造対策事業 (H12～H22)	16 地区	13 地区	1 地区